

議会改革推進会議「検討部会」会議録

平成28年2月15日

亀山市議会

議会改革推進会議「検討部会」会議録

- 1 開催日時 平成28年2月15日(月) 午前10時02分～午前10時55分
- 2 開催場所 第1委員会室
- 3 出席会員
部会長 服部孝規
副部会長 森美和子
部会員 西川憲行 高島真 豊田恵理
中崎孝彦
会長 前田耕一
副会长 岡本公秀
- 4 欠席会員 なし
- 5 事務局 議会事務局長 松井元郎 議事調査室長 渡邊靖文
村主健太郎 新山さおり
- 6 案件
1. 第36回検討部会の確認事項について
2. 議会改革白書2015への掲載内容の確認について
3. 議題
 (1) 議会の情報化について
4. その他
- 7 経過 次のとおり

午前10時02分 開 会

○部会長（服部孝規君） 皆さん、おはようございます。

きょうは、皆さんが今苦勞されておりましたタブレット端末の取り扱いについて協議をしていきたいと思えます。この問題については、森副部会長を先頭にプロジェクトチームがしっかりやってくれましたので、なかなかいい案ができてきたなというふうに思っております。

きょうは皆さんでこれを検討いただいて、会派でいろいろと協議いただくものをつくりたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは始めさせていただきます。

まず、事項書に基づいて進めます。1番目に36回検討部会の確認事項についてで、事務局お願いいたします。

渡邊室長。

○議事調査室長（渡邊靖文君） おはようございます。

それでは、第36回検討部会の確認事項ですが、1番目、通年議会についてでございますけれども、これは株式会社ぎょうせいの安井さんに来ていただきまして、調査結果の報告をしていただきました。

次に、2番、議会からの審議会委員への派遣の取り扱いについてから、4番の長期欠席者への対応については、カルテの追記の確認をしていただきました。具体的には、審議会委員への派遣の取り扱いについては、これまで保留となっておりました行政改革推進委員会は予算決算委員会にて関与をしていくということで確認をいただいて、このカルテは完了となっております。

続きまして、議決を要しない計画等への議会の意見反映についてでございますが、これにつきましては、パブリックコメントを実施する計画については、中間の骨子の段階と最終素案の段階の2回説明を受けることを基本とするということの確認がされておりますけれども、これらについて、どの計画に関与するかについては、各種計画の一覧の提出時期について、2月の新年度予算、これは今週の金曜日でございますけれども、このときに来年度以降の策定、もしくは改定等の計画の一覧が提出されます。それをもとに執行部と協議をしながら、パブコメをやる計画が前提ですけれども、執行部と協議をして決定していくということを決めていただきまして、これで完了と。この辺が追記をさせていただきます。

それから、長期欠席者への対応につきましては、12月定例会閉会日に会議規則の改正をいたしまして、まずは女性議員の出産のための欠席についての規定を改正いたしました。今後については、長期欠席者への対応に関して、報酬等についてこの検討部会で議論を進めていくということで、これは継続でございますが、この会議規則の改正の部分だけをカルテに追記させていただきます。

続きまして、議会の情報化についてでございますが、これにつきましては、この検討部会の中にプロジェクトチームを設置いたしまして、これまで2回議論をしてきました。それから事務局で尾鷲市と名張市のほうへも実際見に行ってきたまして、このときには森副部会長と高島委員にも同行いただいておりますが、そういった議論を経て、特に課題の部分について、この検討部会の中で要綱策定前に意見をいただいたというところでございます。以上でございます。

○部会長（服部孝規君） 確認事項はよろしいですか。

（発言する者なし）

○部会長（服部孝規君） 2つ目の議会改革白書についてはありませんので、次に進めていきたいと

思います。

議題に入ります。

議会の情報化ということ、この1点なんですわね。資料1から資料3まで事務局より説明をお願いします。

渡邊室長。

○議事調査室長（渡邊靖文君） それでは、議会の情報化、きょうはタブレットの運用についてということでございますが、この運用につきましては、これまでプロジェクトチームで先ほど言いましたように2度議論をいただきまして、また尾鷲市、名張市の状況も聞いてまいりました。そして前回の部会では、特にプロジェクトチームの中で意見が分かれた問題等について、部会での意見をいただいたところでございます。

これらをもとに事務局のほうで素案の作成をいたしました。一番問題になったところは、会議中のタブレットの使用をどこまで認めるか。また、会議以外での使用範囲、それから故障・破損したときの負担の考え方、また通信費に関しての公費負担、この辺が一番議論になったところでございます。ペーパーレス化につきましては、当面はペーパーとこのタブレットの併用になろうかと思いますが、どの時点でペーパーレス化にしていくのかというのは、またこの部会のほうで議論をしていただきたいというふうに思っております。

そして、いろんな意見をいただいた中で、事務局としては当初は要綱については厳しいような、きつい目で一旦つくって、不都合があれば改善していこうかなというふうな考えでおったんですけども、いろいろ議論していく中で、余り要綱で縛ってしまうと、せっかくタブレットを配付してもなかなか使ってもらえないんじゃないかというふうな意見も結構いただきましたので、きょうここに示させていただく要綱と申し合わせにつきましては、個人的な使用は認めない、また会議の目的以外には使用しないと、この辺の2点だけはきっちり要綱のほうで押さえさせていただいて、あとは各議員の責任において使用していただくというふうな考え方で要綱と申し合わせ案は作成しております。

タブレットの使用基準について、要綱のほうでは基本的な部分を、そして申し合わせについては具体的なところを規定してございますので、それぞれ担当のほうから説明をさせていただきます。初めに要綱案のほうから。

○議会事務局員（村主健太郎君） この要綱は、プロジェクトチームでの検討結果を踏まえ、タブレットを中心とした議会の情報システムが円滑に管理・運用できるよう使用に関する原則的事項や考え方を定め、別途申し合わせにおいて、その細目的な事項を定めるものです。

検討部会資料2をごらんください。条ごとに説明をいたします。

亀山市議会タブレット端末の使用に関する要綱（案）でございます。

第1条、目的として、タブレットの導入は、議会の情報伝達の迅速化とペーパーレス化を図り、効率的な議会活動と積極的な政務活動に資するものであります。この要綱では、その使用に際しての必要事項を定めるものでございます。

次に、第2条といたしまして、タブレット端末の貸与等と、1として、タブレットは議長から各議員に貸与されるものです。2、他人に貸与、譲渡してはなりません。3、使用者はタブレットの使用権限がなくなったときは、タブレット内のデータを削除して、議長に返却しなければなりません。また、貸与に当たっては、タブレット貸与簿を事務局で整備して管理します。

次に、3条、タブレット端末の管理についてでございます。1項として、貸与後のタブレットは直接的には使用者管理となります。2項では、タブレットにはパスワードが設定されておりますが、変更する場合は事務局に申し出ていただきます。3項では、タブレットの機能を高めるアプリケーションを追加しようとする場合は、事前に議会改革推進会議検討部に協議しなければならないこととしております。使用者独自でどんどんカスタマイズされることでふぐあいが生じた場合に、原因究明や修理に時間を要しないよう、事務局でも把握させていただくためでございます。4項としては、タブレット端末の改造を行ってはならないとしております。

4条、タブレット端末の使用についてでございます。各号列記という形で1、2、3と書きとめておりますが、タブレットは、公開する会議において使用することを初めとして、議会活動の全般において使用します。また、政務活動においても活用していただくとともに、貸与させていただいたファクスや個人のパソコンにかわり、議会事務局との連絡手段としても使用します。

次に、第5条、禁止事項でございます。タブレットは個人的な使用をしてはなりません。また、当然のことながら、会議の使用に際しては、会議以外の目的で使用してはなりません。

第6条、遵守事項でございます。こちら1から4号の各号列記という形で遵守事項を書いております。タブレットは日常的に使用者管理となるため、1号としてメール等の送受信は自己責任となります。2号として、活動上取得した個人情報については、取り扱いに十分留意していただく必要があります。3号では、アップデートや事務局からのメールや資料提供が日々ありますので、日常的に立ち上げていただいて、更新してデータの正確性を保持していただくとともに、4号では、議会全体のタブレットを中心とした情報システムの管理運用に協力をしていただく必要があるということが円滑に図られるよう努めていただくように、遵守事項を書かせていただいております。

次に、第7条として、通信費の公費支出でございます。タブレットは議会活動や政務活動に使用することを目的としておりますので、通信費は公費負担とします。この場合の公費には、政務活動費も含むこととしておりまして、別途申し合わせにおいて、政務活動費から一定金額を負担していただくことを定める構成としております。

次に、第8条、事故があった場合の対応等でございます。1項として、タブレットを使用する中で盗難に遭ったり紛失した場合は、速やかに事務局を通じて議長に報告するとともに、2項目では、2次的な被害として、タブレット内の非公開情報等が漏えいした場合は、使用者個人の責任として誠実に対応しなければならないこととしております。そして3項として、1号、2号に書いておりますが、盗難、紛失による場合や、故意または重過失によりタブレットを壊した場合は、使用者自身が修理費等を負担することとしております。

9条、資料等の印刷でございます。タブレットからの資料データ等の印刷は、使用者各自で行うこととし、市役所庁舎内では、議会図書室に来年度設置します共有プリンターを使用していただくこととしております。

最後に第10条、その他ですが、この趣旨はこの要綱で定めていることを柱として、さらに具体的な細目事項を別途定める申し合わせであるとか、今後管理運用上定める必要が出てくるような取り決めについて、この要綱から任せるよという委任事項を示す条項でございます。

以上で要綱の説明を終わります。

○議会事務局員（新山さおり君） それでは、資料3・亀山市議会タブレット端末の使用に係る申し

合わせ（案）のほうをごらんください。

こちらは、先ほどの要綱に照らし合わせて、詳細につきまして条項順にまとめておるものです。

まず1. タブレット端末の取り扱いについてですが、こちらは第2条関係になるんですが、タブレット端末は、議長が貸与することとし、貸与する際には事務局が貸与簿を作成し、タブレット端末を管理することといたします。

2. タブレット端末の設定についてですが、こちらは第3条第2項関係になります。こちらは議員へ貸与するタブレット端末等に設定している次の項目について、事務局のほうで管理するものとしたします。その2点がマイクロソフトアカウントとアウトルックのメールアドレスの2点になるんですが、ただしマイクロソフトアカウントのパスワードは希望すれば変更できるものとしまして、変更する場合は事務局へ申し出るものとしたします。

次に、3. タブレット端末の取り扱いについてなんですけれども、こちらは管理面のほうをまとめてございます。こちらは第3条関係で、まず極度に高温多湿のところにも長時間置かないですとか、車中に放置しないなど、記載したとおり何点か上げさせていただいておりますので、こちらの7点については注意をしていただくということで明記してございます。

次に、4. 使用するアプリケーションについてですが、こちらは第3条の第3項関係になりまして、議会活動及び政務活動の範囲においてアプリケーションの追加を希望する場合は、事務局に届け出て、議会改革推進会議検討部会にて協議の上、決定することとしております。

次に、5. タブレットの使用についてでございますが、こちらは第4条の第1号関係で、タブレット端末は、本会議、委員会、その他公開の会議に使用することとしたしまして、代表者会議ですとか秘密会においては使用しないことといたします。なお、公開の会議全てにおいて、キーボードは使用しないことといたします。

次に、6. タブレットの使用範囲については第4条関係になりまして、議会活動及び政務活動において使用することとし、次の7点明記してございますが、資料閲覧ですとか、あと情報検索、通告書、視察報告書等の作成、各種資料作成、事務局からの連絡、スケジュール管理、その他、あとは議長が認めたものにおいて使用することといたします。

次に、7. クラウドサーバーの使用と閲覧できる資料についてです。こちらは第4条の第1号関係になりまして、現在無料のクラウドサーバーを活用して、会議の資料等の情報共有を行うこととしております。使用するクラウドサーバーにおいては、代表者会議ですとか秘密会以外の会議に提出される全ての資料を閲覧できます。このデータにつきましては、総務法制室にて、全てのデータをPDF化して議会へ提出いただくことになろうかと思っております。

その中での確認事項を4点上げてございます。（1）クラウド上に会議資料をアップしたら、議員の皆様は携帯メールにて連絡をさせていただきます。また、クラウド上に保存されているデータについては閲覧のみとし、データの変更等は行わないことといたします。ただし、必要な場合、その資料をご自分なりに加工される場合は、各自のタブレット端末に保存を一旦していただいて、そこで使用をしていただきたいと思います。次に（3）代表者会議等の公開できない資料等については、クラウド上にはアップしない。次に（4）クラウドには4年分のデータを保存します。ただし、タブレット端末の本格導入後の会議資料からデータを蓄積していくことといたします。

次に、8. 使用するワイヤレスネットワークについて、第4条第1号関係になります。こちらは、

会議においては議会において設置いたしますワイヤレスネットワーク、Wi-Fiのほうを使用していただくことといたします。

次に、9. 電子メールの活用についてでございます。こちらは第4条の第3号関係になるんですけれども、メールアドレスは事務局から付与をさせていただいておりますアドレスを使用していただくこととなります。なお、メールを送付した際には、事務局から皆様へ携帯メールに連絡をさせていただきま。電子メールにおいて活用する範囲なんですけれども、こちらは4点上げてございまして、事務局からの開催通知の送付、あと事務局からの資料データ等の送付、あとは議員間での連絡などで使用していただくことと、あと市民等との情報交換、こちらは個人的使用は除いております。なお、メールアドレスの取り扱いにつきましては、使用者の責任において慎重に行っていただきたいと思ひます。

次に、10. SNS（ソーシャルネットワークサービス）の使用については、第4条関係になります。こちらは外部との通信は会議においては禁止といたします。ただ、会議以外においては、個人的な使用を除き使用してもよいということにいたします。

次に、11. 個人的使用の禁止、こちらは第5条第1項関係で明記されておりますが、タブレット端末の個人的使用はしてはならないといたします。

次に、12. 会議での情報検索、こちらは第5条第2項関係になります。この情報検索については、制限をかけないことといたしまして、ただし、会議の目的以外では使用をしてはならないということにいたします。

次に、13. 通信費、ポケットWi-Fiについてです。こちらは第6条関係になります。タブレット端末は、議会活動、政務活動等で使用し、個人的使用は認めないことから、通信費のうち1,000円は政務活動費で負担することとし、残りは議会費の通信運搬費にて負担することといたします。

次に、14. 情報漏えいについてでございます。こちらは、タブレット端末をより安全に使用していただくために注意していただくことを明記してございます。第3条、第6条関係になります。

(1) から (9) まで明記をしてございますけれども、基本的には、まずタブレットのOSは最新の状態を保っていただきたいということです。このOSはコンピューターの全体を管理して制御していきますので、必ず最新の状態を保っていただくように、常にアップデートを行っていただきたいと思っております。こちらは自動的にアップデートをするように設定はさせていただくんですけれども、タブレット端末等をあけていただいたり起動させていただかないと最新の状態にならない場合もございしますので、そちらを行っていただくようお願いするために明記してございます。

次に (2) パスワードにてロックをかける。現在、皆さんの端末のほうにはパスワードのほうを設定させていただいてありますが、持ち歩くということが多くなるかと思ひますので、紛失したときなどの個人情報の流出ですとか、データの流出を防ぐために、必ずパスワードでロックをかけていただいております。あとは不明なアプリをインストールしないですとか、不明なサイトにアクセスしない。あとメールのほうを活用することから、知らないアドレスからのメールも開かないということで、こちらは全てウイルスに感染する可能性などを防ぐために、気をつけていただきたいことを明記してございます。あとはアプリの状態を定期的に確認するですとか、盗難、紛失に注意する。あとフリーWi-Fiなど、たくさん出かけていただきますとあるかと思ひんですけれども、中には不正なWi-Fiなどもあるということですので、そちらの接続にも注意をしていただきたいということが明記さ

せていただいております。あと最後には、タブレット端末の中で個人情報が含まれる場合もございますので、その情報の取り扱いには十分注意するというを明記させていただいております。

次に、15. 修理等において使用者が費用負担する場合については、第8条関係のとおり、明記のとおり2点ですね。盗難及び紛失による場合と、故意または重過失により損傷した場合の2点は使用者が費用を負担するというになっております。

次に、16. タブレット端末による資料等の印刷については、第9条関係でございまして、タブレット端末による資料の印刷は各議員において行い、庁舎内では議会図書室に設置されるプリンターにより印刷することといたします。以上でございます。

○部会長（服部孝規君） 渡邊室長。

○議事調査室長（渡邊靖文君） 先ほどの説明の中で、この申し合わせの12番を見ていただきたいんですが、特にここが一番プロジェクトチームでも議論になったところで、会議での情報検索とかその辺をどうするんだというふうなことで、最終的には特に制限はかけないことといたしました。ただし、会議の目的以外では使用してはならないという部分だけは押さえさせていただいております。ですので、あくまで本会議、委員会は言論の府ということで、当然他の議員さんや委員さんの質疑・質問等のときはじっくり聞いていただくというのが当然大前提の中で、特に会議の目的で必要やということであれば使ってもいいというようなことになっております。ただ、これでいきますと、5番の部分で、ただし会議の場でキーボードの使用はできないとしておりますので、このキーボードを外しますと、画面上でタッチパネルで入力できるようになりますので、そこでもしやるのであればやっただくというのは、音を出さないためにキーボードは使わないということをしておりますので、ちょっと不便にはなりますが、検索はできるというふうなことでございます。

それから、もう1点議論になったのが、会議以外の場での部分ですけれども、11番で個人的使用はしてはならないと。ここだけしか押さえてございませぬので、例えば写真を撮ってフェイスブックに上げるというふうなことも、当然会派でつくっておるホームページなんかに上げるのは当然いいかと思うんですが、あとは個人的な使用というのは、ここはもう議員さんの判断で、するしないはご判断いただきたいというふうに思います。

それともう1点、9番のところのメールの関係で、市民等との情報交換ということで、特に別にここで個人的使用以外については市民の方との情報交換もメールでできるようにはしておりますが、ただこのメールの公開については、特に議会のホームページ等で各議員さんのこのアドレスを公開するつもりはしておりません。ですので、これも議員さんの責任において慎重にやっただかないと、だんだんアドレスが広がっていくと、14番で言っている知らないアドレスからのメールが突如届いたりとか、それを開いてウイルスに感染していくという危険性もありますので、この辺、このアドレスを公開する場合については、慎重にさせていただきたいなというのがございます。

以上、ちょっと追加させていただきました。

○部会長（服部孝規君） それでは、今提案をいただいた部分についてのご意見を、ありましたらいただきたいと思っております。いかがですか。

私のほうから1つ、これは国語の問題としてちょっと私が気になったんですけれども、第3条の3ですね。ここに、使用者は事前に議会改革推進会議検討部会に協議しなければならないと、こう書いてあるんですけれども、協議というのは、何々と協議とか、何々の場で協議とかという言い方をする

必要があるかなと。だから何々に協議というのは、これは日本語的におかしいんじゃないかという、単純に国語的な問題。何々に相談とかいうのはあるんじゃないけど、何々に協議という言い方は余りしないんじゃないかと。何々と協議、何々の場で協議という言い方にしたほうがいい。そういう意味では、この申し合わせのほうのところを読んでみると、3条の第3項関係の4のところ、**「議会改革推進会議検討部会にて協議のうえ決定する」**と、こういう書き方。何らかの形でそういう表現にしたほうが、日本語的にはいいのかなというふうに思いました。

○議会事務局員（村主健太郎君） ご指摘をいただいたことに関しまして、要綱では確かに「検討部会に協議しなければ」ということで、使用者対決定機関という構図で書き切っておるんですけども、さすがに要綱としても少し大まかに書き過ぎということもあると思いますので、申し合わせのほうの方がより正確かなと思います。ですので、今ちょっと考えます対案として、要綱のほうは「使用者は」を主語として置かせていただいていますので、ちょっと読んでいきますと、「使用者はタブレット端末にアプリケーションソフトを追加しようとする場合は、事前に議会事務局に届け出て、議会改革推進会議検討部会での協議において承認を受けなければならない」という、ちょっと承認というのは申し合わせでは決定とはしているんですけども、この趣旨としては受け入れていただくとか、容認いただき決定という趣旨ですので、今、口頭で申しわけなかったんですけど、そのような修正をして、申し合わせにつきましては、同様に、これで意味は通じると思うんですが、議会事務局に届け出て、検討部会での協議において承認を受けなければならないという形で整合を図らせていただけたらどうかというふうに思いました。

○部会長（服部孝規君） こういうことをしたいということに対して、事務局で判断するというのはなかなか大変やと思うけどね。だから、何らかの場でということになると、やっぱりこの検討部会ということになるんだろうということ、検討部会で一応よろしいよとか、だめですよということを決めていきたいという趣旨です。よろしいですか。

高島委員。

○部会員（高島 真君） 検討部会で決められるのは、まあそれはいいんですけど、個々にこの週は僕がこれを入れたいんですと言うたら集めるのか、1カ月に1回まとめておいて、こうなのかとか、臨時的にばんばん出てきますよね、18人の方が見えたら。ざくっと考えたら18案件あるとするならば、どうするのかなあと。臨時的に開いていくのか、あるアプリケーションを1人の方が入れたいと。そうしたら、私も私もと言うたら、次からはもう承認は要らんのかなあとか、いろいろありますよね。部会長がよくて僕があかんとか、同じアプリケーションで。そんなことはないと思いますし、そういう場合は定期的に月1回の検討部会でやっていくのかとか、いろいろそういうのはどうしていったらいいのかなあとと思います。

○部会長（服部孝規君） 基本はやっぱり月1回。わざわざそれでという緊急性もないやろうというふうに思うんで、月1回開かれる検討部会でやっていくと。言われたように、1つ承認をしたものについては、それは何らかの形で伝えて、これはもうオーケーですよということとしてはしてもいいんじゃないかなというように思う。どうですか、渡邊室長。

○議事調査室長（渡邊靖文君） 先ほど部会長さんが言われたように、基本はやっぱり月1回ということで、それで部会の日までに届けていただいた分をその部会で諮っていただくというふうな形でいきたいと思います。それと、1回承認を得たものは当然承認なしでいけるとと思いますし、部会で提案

いただいて、役に立つ非常にいいアプリがあれば、これは議員さんに紹介していきたいなというふうに思っております。ただし、このアプリを入れる作業については、これはできれば事務局で入れさせていただきたいなと思っておるんですが、一度それもご意見をいただきたいと。できる方は自分でやられるという方も見えるかもわかりませんが、基本、事務局でインストール作業をさせていただきたいなというの思っておるんですが、いかがでしょうか。

○部会長（服部孝規君） トラブったりとかいうことがあったときにややこしくなるでね。使える人もあえて事務局に任せる。

森副部会長。

○副部会長（森 美和子君） ちょっと前段階の高島さんのことなんですけど、スタートするに当たって、積極的に活用している人は、こういうアプリケーションがいいというのはもうわかってみえる。こんな入れたいわというのがあると思うので、最初の段階で聞いておいてもらったほうが。それから先というのは、そんなにたくさんアプリを入れるということはないと思うので、そういう機会は1回とってもらって、こういうのを入れたいというのはちょっと聞いておいたほうがいいんじゃないかなと思います。

○部会長（服部孝規君） そういうことであれば、ぜひ提案をしてくださいということ。アプリについてわからん人間が判断しようがないけど、実際問題。

他にありましたら。

（発言する者なし）

○部会長（服部孝規君） 最初も言いましたように、最初はできるだけ制約のきついものでつくろうという話やったんですけど、それをすると、やっぱりこれから私も含めて初めて使うような議員にとっては非常に使いにくいとか、あれもだめこれもだめというようなことになってきて使いにくいということもあって、できるだけ幅広くというような形でつくっていただきました。その中で問題が生じてきたやつについては、もうちょっと制約をかけようよというような形で、広くしておいて絞っていくというスタイルの要綱にさせていただいてありますので、そういう線で使いながら、問題が出たら規制はかけていくというようなスタイルでいきたいなということなんです。

森副部会長。

○副部会長（森 美和子君） プロジェクトチームの中で議論させていただいて、そういう使いこなしていない人にとっては、縛りをつけるということは使いにくいということも1つあるんですが、使っている人たちも縛りかけられることによって使いにくくなるということもありましたので、そうであるならば、もう外して、議員の責任もこのことによってもっと重くなるんじゃないかなということもありますので、責任でやっていただきますので、そういうことも議論させていただきました。

○部会長（服部孝規君） 現在使っている人にとっても使い勝手がいいようにということ、両面やね。

ここで一応確認いただいた案を各会派でもう一度議論していただくと。それでいろんな意見が出ると思いますので、それをまた持ち寄っていただいて、検討部会で最終的に決めていきたいと。こんな段取りを考えていますので、きょうの段階は会派で説明をしていただく、提案をしていただくものとしてこれでいいかどうかということで判断いただく。あと会派の中で議論する中で、いろんな意見が出てくると思うので、それはそれでここに持ち寄って反映をして、直すべきものは直すというような作業をして、使えるような段階に持っていききたいなと思っております。よろしいですか。

豊田委員。

○部会員（豊田恵理君） アプリの件が出ましたので、ちょっと質問というかどうするかなんですけど、アプリって有料のものもあるんですが、それって例えば1人が有料のものを入れますといったときに、その費用とかというのはどうなるのか。

○部会長（服部孝規君） 西川委員。

○部会員（西川憲行君） 今の意見はもっともなんですけど、そのアプリ一個一個をまたここで検討するんで、今の段階でどんなアプリが来るかもわからない段階で、そこまで今決める必要はないのかなど。それが来た時点で、有料が必要であるのかないのかと。それは政務活動として政務活動費、もしくは議会の通信費で出しているかという判断がそのアプリによって違うと思うので、それは一個一個の個別案件で判断すべきかなと思います。

○部会長（服部孝規君） 基本的には、公費ということやね。この辺はどうなんやろう。負担はどうなるんやろうね。もし有料のアプリを入れるとなったときは。想定されるものとしては。

渡邊室長。

○議事調査室長（渡邊靖文君） 今のところ、有料アプリについて公費の予算では当然持ってないんです。あくまで個人でこの有料アプリがということであれば、今のところ個人負担かなというふうには思っております。

○部会長（服部孝規君） 政務活動費でもなし。

○議事調査室長（渡邊靖文君） そこは政務活動が必要ということであれば、会派の政務活動費を使っていたかというのも一つの方法だと思います。

○部会長（服部孝規君） 基本は個人ということ。

これは、あるかないかわからんという前提での話なんで、出てきた段階で協議をしないと。

森副部会長。

○副部会長（森 美和子君） 余り詳しくないので、申し合わせの14番の（1）というのは、定期的に起動させたらアップデートしていくということで、さっき新山さんのほうから説明いただいたんですけど、（6）のアプリの状態を定期的に確認するか（8）の不正なWi-Fiに接続しないというのはどういうことなのかが、ちょっと私は理解できないので、教えていただいてもいいですか。

○部会長（服部孝規君） これは事務局のほうで、わかる範囲で。

はい、新山さんどうぞ。

○議会事務局員（新山さおり君） まず、アプリの状態を定期的に確認するというので、例えばですけど、入れているアプリもそうなんですけど、アドビのアドビacrobatリーダーとか、PDFを読んでいただくのに今DCというのが一番最新が入っているんですけど、そういったアプリの状態も更新がありますので、自動的に更新していくようにはなっているんですけど、ウィンドウズなんかではなっているんですけど、こういったものについてはメッセージが出たりしますので、最新の状態に変更してくださいですとか、そういったものが出た場合に更新をしていただきたいと。こちらセキュリティ上に、例えばいろんなウイルスとかがありまして、欠陥が出たときにそれを修正するためのアプリの更新なんかがありますので、これは必ずしていただかないと脅威にさらされる可能性があるということで、ちょっと書かせていただいております。例えば、使っていないアプリがスマホなんかに入っていると、使っていないのであればアンインストールしたほうが安全という考え

方がありますもんで、使ってみえるアプリは常に更新をして最新の状態にさせていただくのが安全ではないかということで明記させていただきました。

あと、不正なWi-Fiというのは、先ほど申し上げたんですけど、たくさんフリースポットなんか今は整備をされているんですけど、公共のWi-Fiですとか、いろんな商業施設にも無料のWi-Fiがありまして、そこで暗号化されていなくて、誰でもがつなげるWi-Fiがあるんですけども、その中にはそれを装った不明なWi-Fiというか、怪しいWi-Fiがありまして、そういったWi-Fiなんかは、接続をもししてしまうと、接続したことによって、その端末の情報を第三者に読み取られてしまうとか、中を。そうした危険性があるということです。余り暗号化されていないものにはつながらないほうが安全ですよということが言われていますので、書かせてはいただいたんですけども。

○副部会長（森 美和子君） ポケットWi-Fiを私たちは持つんですよ。そのフリースポットに行ったときに、ポケットWi-Fiとフリースポットの誰でもつなげるWi-Fiというのは、どういう関係があるんですか。私たちが持っていたら、別にそれにはつながらないということで、常時これを持っているときには、ポケットWi-Fiを持っておけばいいということで理解していいですか。

○部会長（服部孝規君） 例えばそれを忘れたとかというときに、そういう環境のところで接続をしてしまうという危険性はあるかもわからんわね。忘れた、Wi-Fiつなぎたいというんで、この環境つなげますよみたいな場所やったらつないでしまう。その判断はできへんのだよ。ここはいいけれども、ここのはつないではいけませんよみたいな判断はできへんもんね。だから、Wi-Fiに接続するときは、個人のあれを持ってということを原則にせなあかんのやろうな。本当に常にどこでも狙われておると思わなあかんのやな、情報というのは。今、そういう社会やからさ。管理しておるところでも入ってきて、狙われるのやでさ。

○部会員（高島 真君） 毎日危険なものを持ち歩いておるということ。

○部会長（服部孝規君） そういうこと。だから、決められたルールでしか活用せんだらいいですよ。それを自分が多少わかっているということで、それをここでもできるよみたいなことで使ってしまうという、そのことが一番怖いのかなと思う。中途半端にわかっている人が一番危ないのかなと思ったりもする。中崎さんや僕みたいな人は決められたことしかせえへんと思うのや。もうそんなおそれもない。それから、かなり知っておる人は、またそれで排除していくやろうけど、中途半端にわかっている人間というのは一番怖いかなと思っておる。

○部会員（高島 真君） だからこれって接続するとかせんとか、自分の意思にかかわらず、喫茶店やったら喫茶店に入って、これをすうっと入っていったらつながるんですよ。フリースポット行くときがあるもんで、それを考えたら恐ろしいですよ。駅のホームでもそうでしょう。新幹線は有料でつながっていくんやけど、そういう状態になり得るし。

○部会長（服部孝規君） 西川委員。

○部会員（西川憲行君） 心配は心配なんですけど、でも基本的にここに入っているデータは、このルール上でいくと秘密会とか代表者会議とか、それから個人情報にかかわるものは入れないということにしておけば、逆に抜かれても困るものはないんですよ。議会の会議で出てくる資料というのは、基本的にはオープンなものです。そこまで気遣わんでいいかなと逆に僕は思うんですけどね、

これに関してはね。自分の携帯やとかあんなのは、自分の個人情報であったり、他人の個人情報が携帯の中に入っていますよね、人の情報が。そうやで、それは今言われるように気つけなあかんけど、ここは逆にそんなんを入れやんだら全然、ルールである議会の会議用ということであれば、よそで見られてもとられてもオープンになっておるもんやでいいんかなとは思いますが。

○部会長（服部孝規君） ただ、西川委員が会議以外のところで、きょう会議が終わった後、この会議のことをちょっと入力したりするとするやんか。それは抜かれるわな。そういうことはやっぱり余りよろしくないでさな。何ぼオープンのものやというたって、そんなものが出歩くという、西川がこんなこと書いておったぞみたいなのが流れてしまうことは危ないわな。それぐらい慎重に。

本人はオープンにしたくないというつもりでつくった文が抜かれるというのは怖いわな。自分がオープンにするということを前提につくった文書は構わへんのやけど、そうじゃないやつね。

ほかにありますか。よろしいですか、これでもう。

（「はい」の声あり）

○部会長（服部孝規君） 各会派へ持って帰っていただいて。

西川委員。

○部会員（西川憲行君） これ自体はいつから。

○部会長（服部孝規君） その辺のことを、要は会派内での議論が尽くされて、これでオーケーですよということが確認されやんと動き出せませんので、だからそれをその他のところで次回の開催にも書いていますけれども、3月中に検討部会を開催して、そこで集約をして、できればそこでもう決めたいというふうに思っています。今のところこの3月の予定では、定例会の最終日、3月25日に議会改革推進会議が開催される予定なんで、ここに間に合うように検討部会としてこういうふうに各会派から意見をもらったものについて、こういう形で決定をいたしましたという形で皆さんに諮れるように持っていきたいと。だから、3月の議会中ではあるんですけども、どこかで1日とって、検討部会を開くということでやりたい。3月の末に議会改革推進会議でもしそれが最終的に確認をされると、もうそれ以降オーケーということになるんで、できればそういうスケジュールで進めていきたい。渡邊室長。

○議事調査室長（渡邊靖文君） 先ほどのスケジュールの中で一つ、ポケットWi-Fiについては、5月からを予定しております。ですので4月いっぱいにはファクス、その1カ月間の中でファクス等もタブレットと交換していくというふうな形になりますので、4月中にまず1回議員さん全員の研修の場というのを予定しております。そのときはまだポケットルーターはございませんので、あくまでここでうちの議会のWi-Fiを使って使用していただくと。あくまで個人使用になるのは、5月からということで、ご理解いただきたいというふうに思います。

研修についても、全員で1回はやらせていただきますけれども、もし必要なら、あともう1回してほしいという方が見えれば、そういった方々に寄っていただいて、そういう場というのもまた一度考えたいと思いますが、多分必要じゃない議員さんもお見えになると思いますので、その辺は臨機応変にいきいたいなと思っております。

○部会長（服部孝規君） できるだけこの趣旨というのが、初めて使う人、それから現在使っている人、いずれにしても使いやすいような形でスタートしたいということやもんで、会派の意見の中で出てきたものについても、そういうことならやりにくいやないかという部分は、できるだけ認めていく

ような方向で要綱の整理もしたいなど。それが基本線で進めていきたいというふうに思いますので、会派の議論もいろいろあると思いますので、その辺の意見も反映していただいて、要綱はできるだけ認めていく方向で決めていくんで、そんなに難しくはないと思うんですけども、3月の定例会最終日の推進会議で決められるように進めていきたい。

それと関係で議会の日程を見ますと、11日に一般質問の予備日がとってあるんですね。ここぐらいしか3月の議会中ということになると日がないんですよ。だから、これは通告が出ないとわかりませんけれども、通告が出て、11日は予備日としてとってあったけれども、使うことはないということになったら、11日に検討部会を開きたい。例えば午前中までかかるんやったら、午後からでも検討部会をしたい。というのは、事務局のいろんなあれもあるんで、それも考えるとその辺で各会派の意見を寄せた形にしたい。だから、きょうの段階で決まりませんが、一応11日ということで、それまでに各会派で意見をまとめていただきたい。19日以降結構集まる機会が多いと思うので。

高島委員。

○部会員（高島 真君） これでいいかということだけ。それはいろんな意見が出るかもわからないですけども、これでいきますよぐらいのレベルでいいんですよ。

○部会長（服部孝規君） ただ、この部分ちょっと変えてくれとかね、ここはちょっと困るよとか。

○部会員（高島 真君） 今から導入をどうしますかという話では。

○部会長（服部孝規君） それはもうない。

○部会員（高島 真君） 決まりましたもんで、これでいきますのでという言い方しか、僕らはもうできやんもんで。ややこしくなるとまたあかんので。

○部会長（服部孝規君） よろしいかいな。

（「はい、わかりました」の声あり）

○部会長（服部孝規君） じゃあ、そんなスケジュールで、一応11日までに各会派で協議をしていただいて、そのまとめを11日に。だからそれよりも少し前に事務局に出してもうたほうがいいかな。それとももう当日でいいか。どうしよう。例えばばあつと意見が出てくるなら、事前に事務局で集約をしてもらって置いて、11日で配付してもらおうほうがいいんやけれども、そんなに出やんと思うんですね。だから、もう11日に口頭で、うちまだ協議してませんということのないようにだけしていただいて。

（発言する者あり）

○部会長（服部孝規君） 事務局から議員に各1枚ずつきょうの資料を、要綱と申し合わせを配ってもらいますので、そうでないと物なしでなかなか説明も理解もしにくいと思うんで、そういうことでやっていきたいと思います。

じゃあ、一応次回は3月11日ということで現時点では進めさせていただきます。もしこの日に質問が入るとか、いろいろなってきたときには、そのときにまた再検討します。よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○部会長（服部孝規君） 以上で検討部会を閉会します。

午前10時55分 閉会

この会議録は正当であることを認め、ここに署名する。

平成 28 年 2 月 15 日

議会改革推進会議部会長 服部 孝規